



報道機関 各位

記者発表資料

令和2年12月10日(木)

問い合わせ先：介護保険課

課長：横川

担当：百澤・田邊(給付担当)

榎本・神谷(指定担当)

電話：829-1264・1265

内線：3042~3049

介護保険法に基づく事業者の処分について

介護保険法の規定に基づき、医療法人興仁会に対し処分を行いましたので、お知らせいたします。

1 対象事業者

事業者名：医療法人 興仁会
代表者名：理事長 加藤 興一

2 対象事業所

事業所名：介護老人保健施設エリジオン大和田
所在地：見沼区大和田町2丁目1393番地1
サービスの種類：介護老人保健施設(平成12年4月1日許可)
指定短期入所療養介護(平成12年4月1日指定)
指定介護予防短期入所療養介護(平成18年4月1日指定)

3 処分内容等(介護老人保健施設)

- (1) サービスの種類：介護老人保健施設
- (2) 処分の内容：許可の一部効力停止(新規受入停止)及び介護報酬3割減額
- (3) 処分の期間：令和3年1月1日から令和3年12月31日までの1年間(新規受入停止)
令和3年1月1日から令和3年6月30日までの6ヵ月間(介護報酬3割減額)
- (4) 処分の理由：不正請求(法第104条第1項第6号に該当)
 - ・平成30年9月の時点で当時の職員が、人員欠如減算にあたることを認識していたにもかかわらず、減算をすることなく報酬を請求していたため。

人員基準違反（法第104条第1項第9号に該当）

- ・平成27年4月から平成31年2月において、介護職員及び看護職員の配置基準を満たしていないことが確認されたため。

4 処分内容等（指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護）

- (1) サービスの種類：指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護
- (2) 処分の内容：指定の一部効力停止（新規受入停止）及び介護報酬3割減額
- (3) 処分の期間：令和3年1月1日から令和3年12月31日までの1年間
（新規受入停止）
令和3年1月1日から令和3年6月30日までの6ヵ月間
（介護報酬3割減額）
- (4) 処分の理由：不正請求（法第77条第1項第6号及び法第115条の9第1項第6号に該当）
 - ・平成30年9月の時点で当時の職員が、人員欠如減算にあたることを認識していたにもかかわらず、減算をすることなく報酬を請求していた。人員基準違反（法第77条第1項第3号及び法第115条の9第1項第3号に該当）
 - ・平成27年4月から平成31年2月において、介護職員及び看護職員の配置基準を満たしていないことが確認されたため。

5 介護報酬の返還

不正請求額20,631,014円、加算金（4割）8,252,406円及び利用者負担額のうち高額支給につき市に返還する額1,839,905円の合計30,723,325円

（介護老人保健施設分、指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護分の合計）

<参考>「介護保険法」

(指定の取消し等)

第77条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定居宅サービス事業者に係る第41条第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

(1)～(2) (略)

(3) 指定居宅サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第74条第1項の都道府県の条例で定める基準又は同項の都道府県の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。

(4)～(5) (略)

(6) 居宅介護サービス費の請求に関し不正があったとき。

(7)～(13) (略)

2 (略)

(許可の取消し等)

第104条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該介護老人保健施設に係る第94条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めてその許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

(1)～(5) (略)

(6) 施設介護サービス費の請求に関し不正があったとき。

(7)～(8) (略)

(9) 前各号に掲げる場合のほか、介護老人保健施設の開設者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

(10)～(12) (略)

2 (略)

3 (略)

(指定の取消し等)

第115条の9 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定介護予防サービス事業者に係る第53条第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

(1)～(2) (略)

(3) 指定介護予防サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第115条の4第1項の都道府県の条例で定める基準又は同項の都道府県の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。

(4)～(5) (略)

(6) 介護予防サービス費の請求に関し不正があったとき。

(7)～(13) 略

2 (略)